

介護保険システムに係る情報提供依頼(RFT)質問回答

項番	資料名	ページ・項番等	質問内容	回答
1	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番27	「宛名異動者リスト」の作表について住基異動情報が元になりますでしょうか。その場合どのような抽出条件になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。同一区内で、宛名情報(氏名、性別、住所、方書)が変更になったものが対象となります。
2	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番31	施設住所との突合を市内住所CDで行うのではなくSQLのLIKE 検索でのEUCと想定しております。貴市運用と適合しますでしょうか。	番地情報は含めない形での突合が必要です。
3	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番31	弊社パッケージシステムでは「訪問調査依頼書」を「依頼情報登録」と同時に発行する想定であり、請求日は管理していません。貴市運用と適合しますでしょうか。	項番38(訪問調査依頼書兼請求書)に対する質問と想定します。支払管理上、請求日も必要ですので適合していません。
4	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番43.44	「支払い方法変更解除決定通知書」の発布は省略し、被保険者証の差し替えて運用いただく想定ですが、貴市運用と適合しますでしょうか。	支払方法変更解除決定通知書及び給付額減額解除決定通知書は必要なので適合していません。
5	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番43.44	「認定結果連絡票(結果入力)」はEUCによる事後発行と想定した場合、貴市運用と適合しますでしょうか。	項番45(認定結果連絡票(結果入力))に対する質問と想定します。当日中に入力内容の確認を行う必要があるため、事後発行では間に合わない可能性があります。
6	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番53	弊社パッケージシステムでは請求の管理は実装していないため、「意見書作成料請求書」はバッチ処理において作成依頼書と同時に出力となりますが、貴市運用と適合しますでしょうか。	作成依頼書と同じタイミングで請求書も作成する必要があります。
7	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番53	「区分変更申請(要支援者)別件数表」を居住区での集計とした場合、貴市運用と適合しますでしょうか。	項番62(区分変更申請(要支援者)別件数表)に対する質問と想定します。住所地特例施設入所者等で現住所が他市町村の被保険者について、京都市内の最終住所の居住区が判断でき、その居住区を基にした集計であれば適合可能と考えます。
8	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番89	「賦課資料(回答)」については所得情報照画面を表示、ハードコピーにて対応を想定しますが、貴市運用と適合しますでしょうか。また、控除に関する情報のうち専従者控除額、各控除人数などの項目は必須でしょうか。	他市町村や市民向けの帳票のため、ハードコピーではなく帳票として必要です。専従者控除額、各控除人数などの項目も必要です。
9	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番90	「試算書」について。弊社パッケージ機能では試算処理機能はありませんが資格要件、所得項目などを変更して試算する機能はございません。OL賦課更生が可能ですので賦課処理の運用を合わせていただく(「試算書」は発布しない)ことは可能でしょうか。 ※OL接続先を検証用環境などに切替えて資格や所得情報を更新の上、試算処理を行うことも代替案として考えられます。	試算書については生活保護担当課に対する情報提供資料としても必要なため、賦課更正と合わせることはできません。
10	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番92	「賦課世帯構成要確認者リスト」について資格取得日以降、同月中に転居、区間異動した場合を抽出するという要件と想定しております。転居、区間をまたがる転居異動を抽出することは可能ですが、住基居住区をまたぐ転居として考えてよろしいでしょうか。	同一区内での転居者についても抽出する必要があります。
11	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番97	「税引チェックリスト」について、市民税の課税取消者は単に非課税扱いとなる認識でよろしいでしょうか。(元からの非課税と区別の必要はございますでしょうか。)	所得不明(税未申告)と同じ扱いになります。元からの所得不明者と区別する必要はありません。
12	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番102	「保険料調定額一覧表」について、区毎の配布が必要でしょうか。	必要です。
13	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番121	「世帯員削除者リスト」について運用上、具体的にどのようなケースでの対応が必要となりますでしょうか。	DV等の要配慮者について、やむを得ず世帯情報を削除した場合において、翌年度も同様の対応が必要かどうか確認するため、世帯員を削除したものを抽出します。
14	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番130	「宛名読替不能リスト」について、住基システムでは再転入者の宛名番号は引き継ぐ考えであるため、宛名付替機能は標準システム移行後は必要無い機能と想定しておりますが、貴市運用において宛名付替機能は必要でしょうか。またその場合想定されている課題等ございますでしょうか。	再転入者について、旧宛名番号をそのまま引き継ぎ、宛名番号に紐づく情報も引き継ぐことが可能であれば当該帳票は不要になると思われます。
15	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番231	「滞納整理不適切リスト」について、抽出条件、要件をご教示いただけますでしょうか。	督促状発布日が未登録又は納期限よりも過去の日付になっているなど、矛盾が生じているものを抽出します。督促状発布日は基本的にバッチ処理にて登録される想定ですが、納入通知書の郵送等を理由に納期限を修正した場合など、バッチ処理で督促状発布日が登録されないため、オンラインで登録します。入力漏れ及び入力内容に誤りがないかチェックするためのリストです。
16	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番233	「還付請求突合結果一覧表(一致分)」について、返戻請求情報の情報はバッチ処理取込になりますでしょうか。もしくは紙の情報を元にオンライン登録されてますでしょうか。また機能が無い場合、運用は可能でしょうか。	年金保険者からは紙で届いた返戻請求情報をシステム外でテキストデータを作成します。システムにはテキストデータをバッチ処理にて取り込みます。オンラインでの登録はありません。
17	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番236	「件数表」について、「還付請求対象者一覧表」対象者の件数と思われませんが当該帳票は年金保険者から送付されるものでしょうか。もしくはシステムでの出力でしょうか。	システムからの出力です。
18	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番258	「納付状況通知書」について、普通徴収分の確定申告用でしょうか。弊社パッケージシステムではOLで対応想定ですが、BT一括出力は必須でしょうか。	前年中に口座振替を利用した被保険者に対して、前年一年間で納付した介護保険料の納付状況をお知らせするものです。約20,000枚印刷が必要であることから、バッチ一括出力は必須と考えます。
19	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番273	「委任払い承認通知」に関して、施設入所者に対する高額介護サービス費の支給について受領委任払いとする場合の、事前申請受付～施設への自己負担額通知は必須となりますでしょうか。受領委任分を施設毎に支給するのみの機能で貴市運用に適合しますでしょうか。	事前申請受付～施設への自己負担額通知は必須です。
20	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番298	「給付管理票1」について、標準仕様に帳票としての機能はございません。弊社パッケージシステムにも実装していませんが、運用上必須となりますでしょうか。	給付実績を確認するの必要がありますが、実績が確認できる他の方法等があればそれでも構いません。
21	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番329	「高額合算戻入対象者リスト」について、弊社パッケージシステムでは高額合算費支給申請後に、所得が変更になった場合や世帯員が変更になった場合、その申請対象者の自己負担額異動者一覧表を作成します。貴市運用に適合しますでしょうか。 ※振込不能となった被保険者については「振込済」をクリアしていただくことで再度振込情報を作成します。	高額合算費支給決定後に口座振込が不能等の理由で支出命令が戻入になる場合があります。後日、口座可能な口座情報の判明後に改めて支給となりますが、「高額合算戻入対象者リスト」は再度振込指示を行った対象の確認用のリストです。なお、振込指示はCSVデータを送付して行いますが、過去の支給決定情報と整合する対象について「高額合算戻入対象者リスト」に記載され、振込データが作成されます。自己負担額異動者一覧をこれにより把握しているものではありません。

項番	資料名	ページ・項番等	質問内容	回答
22	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番339	「支給額再計算実施者一覧」について、低 I 世帯再計算業務はどの様な流れで行われておりますでしょうか。	高額合算で70歳以上の低所得者 I の世帯で介護(予防)サービスの利用者が複数いる場合、まず、基準日に被保険者が加入する医療保険者が原則どおり低所得 I の限度額(19万円)を適用して医療保険者分の支給額を計算した後、当該医療保険者が被保険者等の介護保険、医療保険それぞれの自己負担額等を介護保険者に通知します。その後、介護保険者は低所得者 II の限度額(31万円)を適用して介護保険者分の支給額を再度計算します。 国保連委託分については介護保険者の再度計算も国保連で実施され、本市においては「支給額再計算実施者一覧」によって対象者を把握して、確認後に支給するという流れになります。
23	様式3 標準仕様及び本市の要件への対応	⑤本市の要件への対応について(帳票要件) 項番352	「償還払一覧表(生保払)」について、生保払いとなる場合の運用形態をご教示いただけますでしょうか。	生保払いについては、生活保護受給者に対して福祉用具購入費及び住宅改修費を償還払いで給付する場合に処理として発生しますが、現状、生活保護受給者については原則受領委任払いにより給付しており、給付制限により償還払い化になっている生活保護受給者という極めてレアケースの場合にのみ、生保払いが生じているという状況です。 なお、生保払いの場合は、区役所支所の生活保護担当が生活保護費(介護扶助)から全額(10割)を一旦支出し、その後、介護ケア推進課から、生活保護担当に対して、被保護者からの委任に基づき、介護給付費を支給するという流れになります。